

---

# 受信障害対策共聴施設の デジタル化対応に係る助成について

2010年4月

- 助成の概要
- 助成対象となる基本的要件と施設
- 助成を受けるための手続き
- 助成金給付までの流れ
- 助成事務のタイムテーブル



# 助成の概要(2) 助成対象の一部追加

- 受信障害対策共聴施設のデジタル化対応助成金について、
  - アナログ放送とデジタル放送の送信所が異なるなどにより、新たに建造物等による受信障害が生じる地域でケーブルテレビによりデジタル放送を視聴できるようにする場合
  - ケーブルテレビ移行時の既設共聴撤去費 を追加。

ケーブルテレビ移行により不要となった  
共聴施設の撤去費を助成対象に追加。  
(デジタル化工事に不可欠な撤去については21年度も対象)

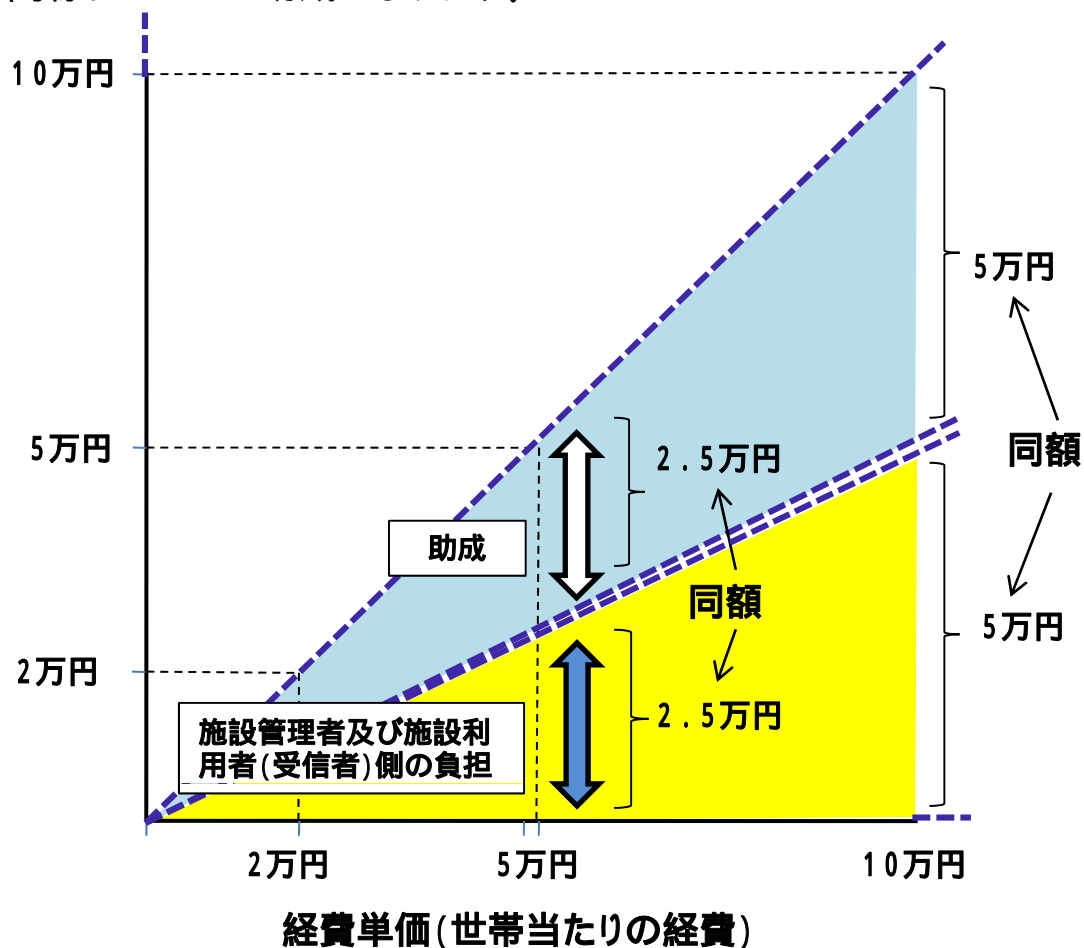
助成メニュー 状況	共聴施設の 改修・新設	ケーブル テレビ移行(*)
アナログ放送を共聴施設で視聴し、デジタル放送でも、障害が継続する場合	改修 H21当初～ (助成率1/2)	H21補正～ (助成率1/2)
上記以外で、デジタル放送で、新たに建造物等による受信障害が生じる地域の場合	新設 H21補正～ (助成率2/3)	H22拡大 (助成率1/2)

撤去費を含める、含めないにかかわらず、ケーブルテレビによりデジタル放送を視聴できるようにするための経費全体が、施設を改修または設置する場合より安価であることが条件となります。

(\*) ケーブルテレビへの移行に係る補助対象には契約料等(導入に伴う初期費用)は含まれますが、移行後の維持管理費(利用料金)は含まれません。

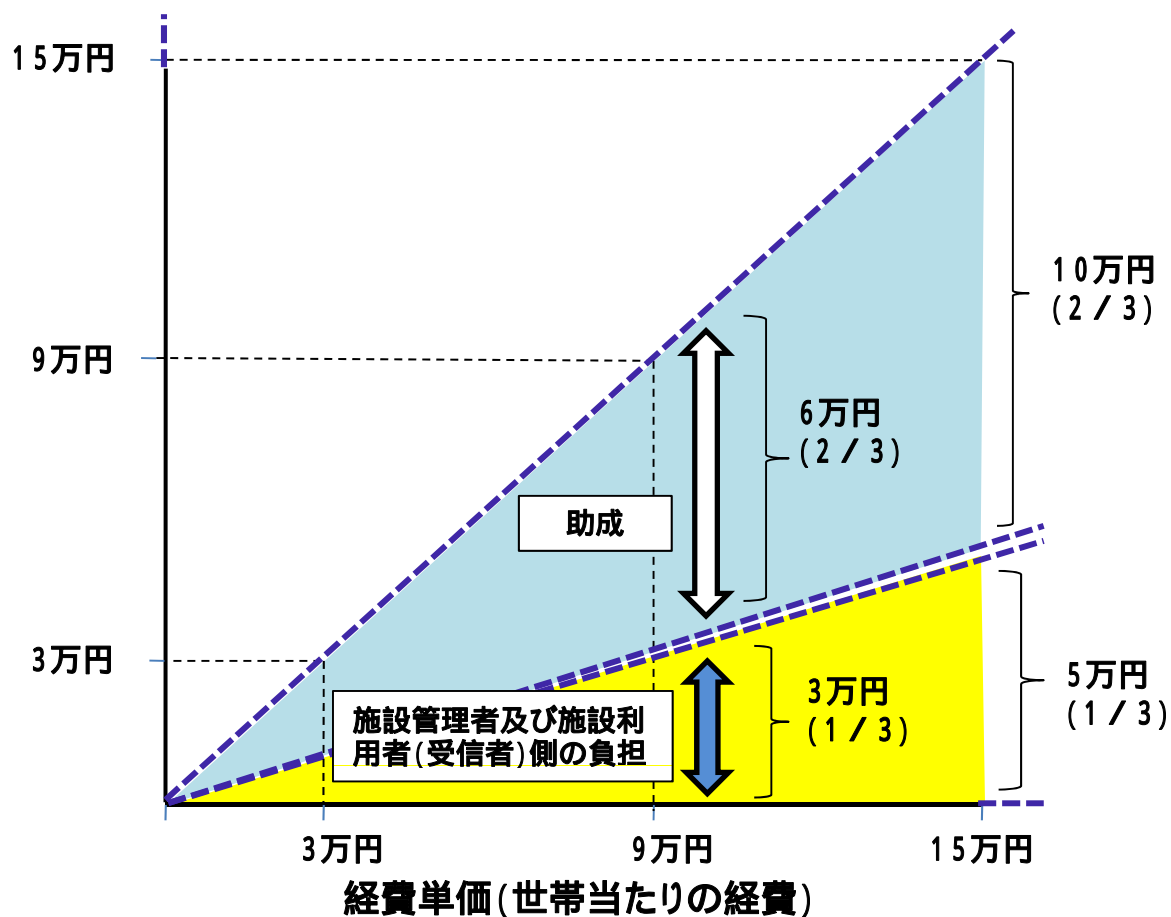
### 助成の概要(3) 共聴施設の改修又はケーブルテレビへの移行

- 総経費を加入世帯数で割った額を「経費単価(世帯当たりの経費)」として説明すると、下図のように助成が行われ、助成金総額は助成の単価×加入世帯数となります。
- 例えば、加入世帯数が10で総経費が100万円であったとすると、世帯当たりの経費は10万円ですが、これを2分した5万円を助成し、総額では50万円の助成となります。
- 新たに建築物等による受信障害が生じる地域でケーブルテレビによりデジタル放送を視聴できるようにする場合も同様に1/2の助成となります。



## 助成の概要(4) 共聴施設の新設

- 総経費を加入世帯数で割った額を「経費単価(世帯当たりの経費)」として説明すると、下図のように助成が行われ、助成金総額は助成の単価×加入世帯数となります。
- 例えば、加入世帯数が10で総経費が150万円であったとすると、世帯当たりの経費は15万円ですが、その2/3の10万円を助成し、総額では100万円の助成となります。
- 新たに建築物等による受信障害が生じる地域でケーブルテレビによりデジタル放送を視聴できるようにする場合は、2/3ではなく1/2の助成となります。



# 助成対象となる基本的要件と施設

## ➤ 助成が認められる基本的要件

- ・ 共聴施設の改修、設置又はケーブルテレビへの移行について、必要な関係者の同意が得られていること。
- ・ 工事の内容について、次の事項に照らして妥当なものであること。
  - 有効性： 建造物等の影響による難視聴解消を目的として実施され、助成によりその実施の促進が見込まれるものであること。
  - 公平性： 難視聴解消を図るために適正な価格の工事であること。
  - 経済性： 有線テレビジョン放送施設への置換又は設置をする場合に要する経費<sup>( )</sup>は、受信障害対策共聴施設の改修又は設置をする場合に要する経費よりも低いこと。
- ・ 共聴施設の改修、設置又はケーブルテレビへの移行に必要な経費のうち、助成金給付額を除く残りの経費の確保に関して裏付けがあること。

ケーブルテレビへの移行に係る補助対象には契約料等(導入に伴う初期費用)は含まれますが、移行後の維持管理費(利用料金)は含まれません。

## ➤ 助成対象施設における留意点

(共聴施設の改修又はケーブルテレビへの移行の場合)

次に該当する場合は対象となりません。

- ・ 有線テレビジョン放送法<sup>(\*)</sup>または有線電気通信法の規定<sup>(\*\*)</sup>による届出等がなされていない施設

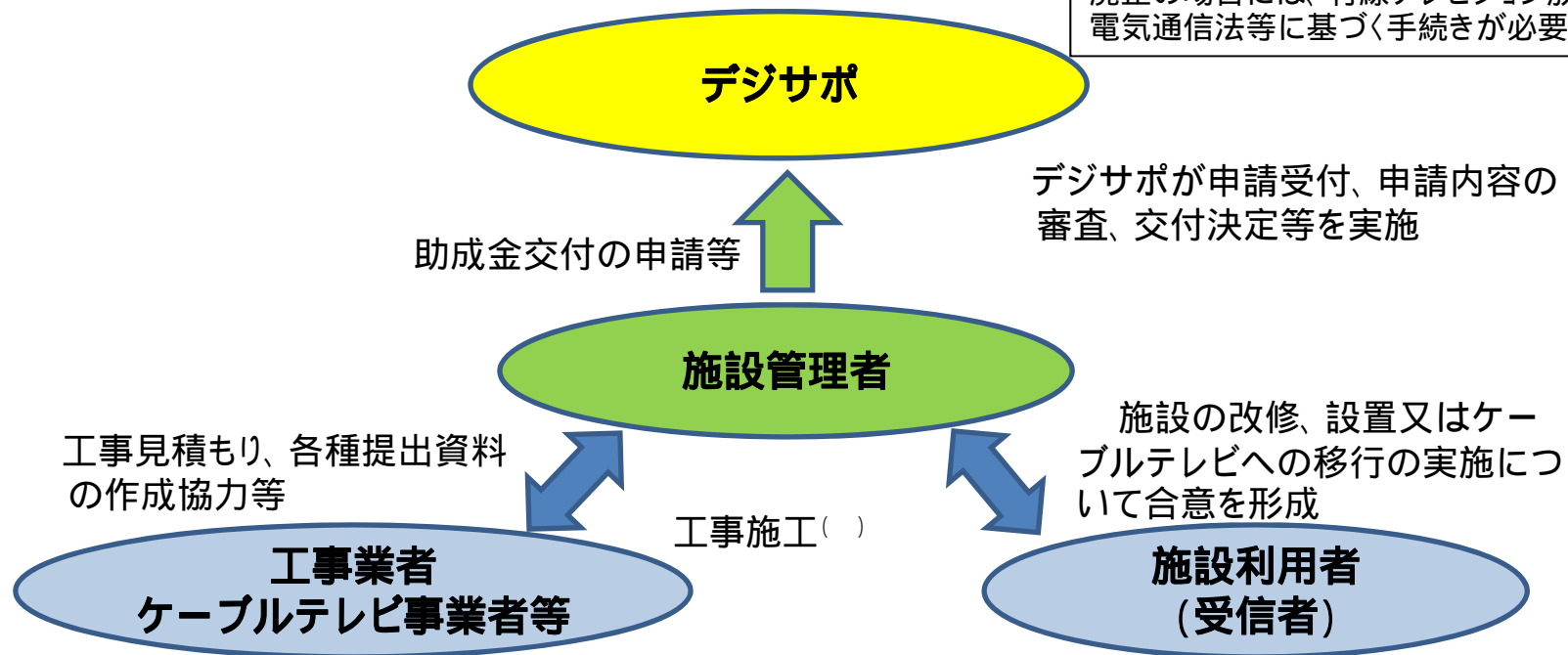
なお、届出等がなされていない場合、助成の対象となるためには、申請前に届出等を行う必要があります。届出等については、総合通信局等にお問い合わせください。 (\*1)：第3条及び第12条、 (\*2)：第3条

また、国や地方公共団体等が保有する施設は対象外です。

# 助成を受けるための手続き(1)

- 助成制度を利用するためには、まず共聴施設の管理者(有線テレビジョン放送法・有線電気通信法の規定に基づく申請者・届出者またはその者から委任を受けた者)と受信者との間の協議による共聴施設の改修、設置又はケーブルテレビへの移行の意思決定( )が必要です。
- 工事業等から見積り等を取得( )した上で、施設管理者(施設保有者や共聴組合等)から、当該施設が設置されている各都道府県のデジサポへ、所定の様式により申請( )します。

本紙に記載の手続きのほか、施設の設置・改修・廃止の場合には、有線テレビジョン放送法、有線電気通信法等に基づく手続きが必要になります。



( )工事完了後、デジサポへの実績報告書の提出が必要。  
助成金は、デジサポにおける実績報告書の審査後に交付。

# 助成を受けるための手続き(2)

- 申請にあたっては以下の書類の提出が必要です。

助成金交付申請書

(助成事業の概要記載を含む)

添付資料

(1) 施設の改修、設置又はケーブルテレビ移行に要する経費の見積書

(2) 工事概要書

(3) 申請に関して関係者の同意を得ていることを示す書類等( )

(4) 共聴施設の許可(整理)番号付設置届の写し(共聴施設を新設する場合を除く)

( )共聴組合における決議書等、施設加入者の代表者と施設管理者の覚書等を添付すること。

改修経費を施設管理者が全額負担する場合に限って、施設加入者との同意書類の添付は不要。

- 申請書の受理後、審査が行われ、助成金交付が認められると、申請者に対して交付決定通知がなされます。これを受けて、当該施設の工事を実施していただくことになります。

- 工事完了後、「実績報告書」の提出をお願いします。この実績報告書の審査を経て、助成金が給付されることになります。

- 具体的な申請書類、報告書類等、詳細は下記連絡先にご照会ください。

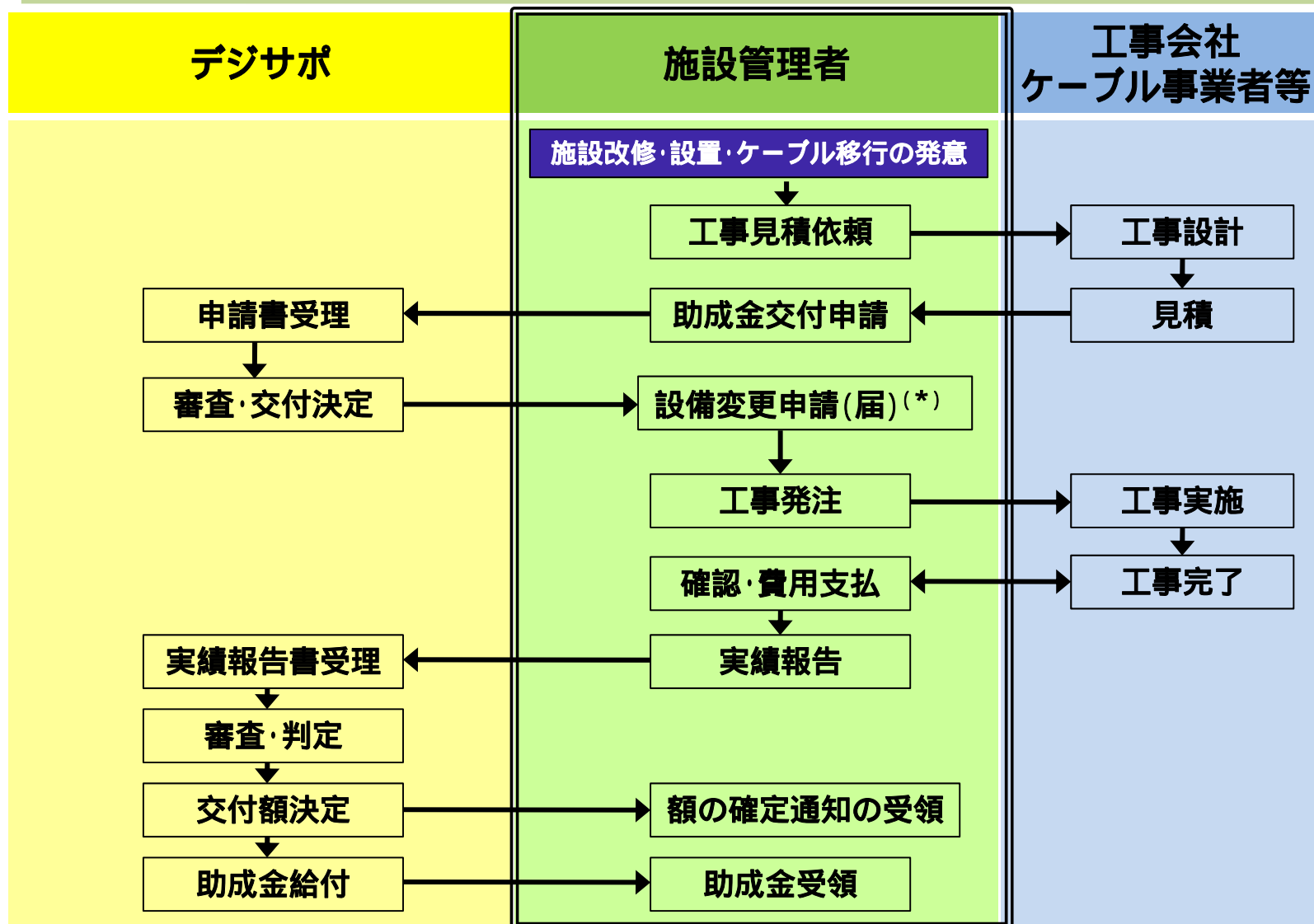
< デジサポ助成金相談窓口 > 0570-093-724 (平日 9:00~18:00)

< 助成金交付要綱、申請書式 > デジサポホームページ

<http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/p/1/>

< 申請書の受付 > 各県デジサポ <http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/centerlist/>

# 助成金給付までの流れ



\* 設備変更届については、工事の開始の日の2週間前までに提出が必要。  
 (上記フローでは、交付決定の後に申請することを想定したフローを示しているが、必ずしもその順序に限定されない。)  
 無線共聴施設の設置の場合には、別途手続が必要となります。詳細は総合通信局等へお問い合わせください。

# 助成事務のタイムテーブル

## ➤ 助成事業のスケジュール

申請受付期限 平成22年7月30日(金)(消印有効)

なお、予算の範囲内で実施するため、予算の上限に達した時点で申請受付を終了します。

## ➤ 申請書受理から助成金交付決定までと、実績報告受理から助成金支給までのタイムテーブルの目安は以下の通りです。受付期間に十分間に合うように留意してください。

